

自転車不備 事故2倍 重傷・死亡の割合19% 警察庁

ブレーキ故障など「整備不良」の自転車が絡む死亡・重傷事故の発生率が、不備が確認できなかった自転車と比べて約2倍に上がることが警察庁のまとめでわかった。自転車の整備不良は重大事故に発展しやすく、同庁は各警察本部に通達を出し、保守点検の重要性に関する広報・啓発活動を強化するよう指示している。

警察庁によると、整備不良とは主に制動装置（ブレーキ）やハンドル、前照灯、後部反射器の不備や故障などを指し、事故後に整備不良が確認された自転車が絡む交通事故は、昨年までの5年間で計879件発生。このうち死亡・重傷事故は167件で、発生率は19.0%だった。いずれも整備不良が事故原因とみられる。

一方で、不備の確認できなかった自転車の場合、同期間の事故は44万5178件あり、このうち死亡・重傷事故は4万4229件。発生率は9.9%にとどまっており、整備不良の自転車が重大事故に絡む割合の方が約2倍と高かった。

自転車の運転者は道路交通法でブレーキや反射器材の設置を義務付けられており、ブレーキについては時速10キロで走行中にかけた時、3メートル以内で停止できる性能が求められている。また反射器材については夜間に後方100メートルの地点から照射した時に確認できなければならない。違反した場合の刑事罰も設けられており、「5万円以下の罰金」が科される。近年スポーツ自転車ブームでブレーキが付いていない競技用自転車も人気を集めており、ブレーキを取りつけないまま公道を走る人も後を絶たない。

全国の警察は整備不良の自転車の取り締まりを強化しており、昨年1年間に「制動装置の不良」として摘発した自転車は387件。昨年までの5年間では計2303件に上っている。

自転車事故で相手にけがを負わせた場合は、民事上の責任も問われ、高額な賠償金を支払う事態も招きかねない。2013年7月には神戸地裁が、自転車で歩行中の高齢女性をはねて頭蓋骨骨折の重傷を負わせた小学生側に対し、9521万円の支払いを命じた。

自動車には強制加入の自賠責保険があるが、自転車には任意保険しかなく、各自治体では条例で、自転車利用者に損害賠償保険の加入を義務付ける動きが広がっている。千葉県では、加入を義務付けています。未加入の場合は、是非加入してください。最寄りの自転車販売店で相談してください。